

平成29年度第3回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成29年6月6日(火) 16時30分開会
17時00分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員(職務代理者)	津曲 貞利
委員	高島 まり子
委員	桃木野 聡

◇ **欠席委員**

委員	立元 千帆
----	-------

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	緒方 康久	教育部長	中崎 新一郎
総務課長	橋口 訓彦	施設課長	間世田 敏
文化財課長	川原 祐明	美術館副館長	山西 健夫
図書館副館長	馬立 由紀	学務課長	大脇 俊朗
学校教育課長	谷口 幸一郎	保健体育課長	米森 基
青少年課長	山下 敦宏	生涯学習課長	吉松 健二
少年自然の家所長	永吉 真一	中央学校給食センター所長	松山 英作

◇ **書記**

総務課主幹	堀田 竜也	総務課主査	久家 加奈子
-------	-------	-------	--------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 1 2 号議案 鹿児島市立図書館協議会委員の委嘱又は任命の件
 - 定第 1 3 号議案 鹿児島市立小中学校区審議会委員の委嘱の件
 - 定第 1 4 号議案 鹿児島市いじめ問題等調査委員会委員の委嘱の件
 - 定第 1 5 号議案 鹿児島市社会教育委員の委嘱又は任命の件
 - 定第 1 6 号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱の件
 - 定第 1 7 号議案 鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱又は任命の件
- 6 報告事項
 - (1) 教育委員会所管施設の指定管理者募集について
 - (2) 平成 3 0 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、平成29年度第3回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は立元委員が所用のため欠席されています。また、津曲委員が遅れてご出席ということですが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。本日の会議録署名は、津曲委員と私が署名いたします。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する定第12～17号議案は人事・人選に関する案件、報告事項(1)は、市議会報告前の案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第12号議案 鹿児島市立図書館協議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第13号議案 鹿児島市立小中学校区審議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第14号議案 鹿児島市いじめ問題等調査委員会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第15号議案 鹿児島市社会教育委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第16号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱の件

原案可決

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第17号議案 鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 教育委員会所管施設の指定管理者募集について

【本報告は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) 市議会関係の審議結果等について

教育長 次に報告事項(2)について説明をお願いします。
事務局 それでは、報告事項関係資料の(2)を御覧ください。「平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書採択について」説明いたします。今年度は、平成30年度から小学校で教科として始まる「特別の教科道徳」の教科書を採択することになっております。1の図の真ん中をご覧ください。鹿児島地区教科用図書採択協議会です。鹿児島地区教科用図書採択協議会は、鹿児島市、三島村、十島村の1市2村で構成されております。以下、「採択協議会」と呼びます。委員数は合計10人です。その下の鹿児島地区教科用図書研究会を御覧ください。鹿児島地区教科用図書研究会は、地区内の学校の教頭、教諭の中から研究員を委嘱する予定です。この会では、教科書の調査・研究を行い、②の「教

科書研究調書」を作成し、採択協議会に提出します。次に、採択協議会の左の各小学校では、教科用図書見本の巡回展示を行います。各小学校でも教科書の調査・研究を行い、③の「教科書研究調書（学校意見）」を作成し、採択協議会に提出します。採択協議会では、地区教科用図書研究会の作成する②の「教科書研究調書」、各小学校が作成する③の「教科書研究調書（学校意見）」、県教育委員会が作成した①の「参考資料」などを参考にして、慎重に協議します。そして、採択案を各市村の教育委員会に報告し、各教育委員会で採択を決定します。

教育長　今回は1年生から6年生までの道徳の教科書について、今のような説明のシステムで採択していくということになります。4年に1回ということになりますので、改めて今の説明についてお聞きになりたいことがありましたら、ご質問ください。

教育長　採択決定というのは、鹿児島市教育委員会、三島村、十島村の教育委員会とそれぞれの教育委員会で採択をするということで、そして、それが揃わなければこの協議は成り立たないということによろしいでしょうか。

事務局　はい、その通りでございます。

教育長　成り立たない場合のことを補足できますか。

事務局　採択協議会の案が鹿児島市教育委員会に提出されます。教育委員会でその案についてご審議いただき、この教科書でいいという場合は良いのですが、良くない場合は再度地区の採択協議会にその意見を返すこととなります。採択協議会をもう一度開催いたしまして、そこでもう一回採択案を提出しまして、教育委員会に返るといった形になります。その場合に、もし案がどうしても整わない場合は、県の教育委員会のほうから指導・助言を受けるという形になっております。

教育長　結果的には、ここに協議会を形成する1市2村の教育委員会で同じ教科書を決めなければならないという法的な決まりがありますので、決まらなければ繰り返して県の指導・助言の下に実施して協議会を開いていかざるをえないという状況でございます。

教育長　法定展示について補足をお願いします。

事務局　2の（4）の法定展示につきましては、今回採択する教科書は8社出ております。この8社の教科書を、4階の教科書センターに2週間展示いたします。この法定展示につきましては、期間が決められておりますのでこの期間はどなたでもご自由に見ることができ、その際意見等をもらうというなかたちになります。ただ、法定展示は14日間土日を含みますけれども、それ以外の時も展示しておりますので自由にみるのが可能なかたちになっております。法定展示につきましては、ホームページ等で現在お知らせをしておりますので、市内全域から来られることもあるかと思います。以上です。

教育長　他に委員の皆様からございませんでしょうか。

（なしの声あり）

7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 7月の定例会の日程のご案内をいたします。7月20日木曜日の15時からを予定しております。今年の4月にリニューアルしましたふるさと考古歴史館の施設見学も兼ねまして、15時から施設見学を行い、引き続き定例会を開催したいと考えております。現地までの交通手段につきましては、マイクロバスを手配しておりますが、現地集合現地解散も含めて事務局等に要望がありましたらご相談いただければと思います。以上でございます。

教育長 次の定例会は考古歴史館で見学をした後ということでございます。この件はよろしいでしょうか。また、日程等よろしく申し上げます。

8 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】